

# 大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金の支給に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者グループホームを利用する低所得の要介護者等の経済的な負担を軽減するため、認知症高齢者グループホームの家賃等に対し助成金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症高齢者グループホーム 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。

(2) 事業者 法第42条の2第1項又は第54条の2第1項の規定により、本市の指定を受けて認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行うものをいう。

(3) 家賃等 認知症高齢者グループホームにおいて、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が支払う家賃、食材料費及び光熱水費をいう。

## (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、本市の介護保険被保険者であって、要介護認定又は要支援2の認定を受けている者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 属する世帯の1月当たりの収入見込額が生活保護基準に満たない者
- (2) 市町村民税を課税される者の扶養を受けていない者
- (3) 市町村民税を課税される者と生計を一にしていない者
- (4) 本人又は同一世帯に属する者がいずれも自らの居住用家屋以外の不動産又は1,500,000円（2人以上の世帯にあっては、助成対象者を除く世帯構成員1人につき500,000円を加算した額）以上の預貯金等を有していない者
- (5) 第5条第1項の申請をする日までに、引き続き3月以上の間、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者

(6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けていない者  
(助成金の支給額)

第4条 助成金の支給額は、家賃等のうち利用者が実際に負担している額とする。ただし、1月につき30,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、認知症高齢者グループホームに入居した日が当該月の初日以外の日である場合又は認知症高齢者グループホームから退去した日が当該月の末日以外の日である場合は、当該各月に係る助成金の支給は行わないものとする。

(助成対象者の認定)

第5条 助成対象者の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類
- (2) 預貯金通帳の写し
- (3) 不動産その他の資産を有している場合は、それを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに認定の適否を決定し、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定（非認定）通知書により、認定申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、前条第1項の申請に係る申請事項に変更があったときは、速やかに大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定申請事項変更届により、市長に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、認定者が第3条各号のいずれかに該当しないことが明らかになったときは、当該認定を取り消すものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間は、8月1日から翌年7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、最初に受けた認定の有効期間は、認定を申請した日の属する月の初日から最初に到来する7月31日までとする。

(認定の更新)

第9条 認定者は、認定の更新を希望するときは、毎年6月1日から7月31日までの間に市長に申請しなければならない。

2 第5条の規定は、認定の更新について準用する。

(認定の確認方法)

第10条 対象事業者は、認定者に係る認定の有無の確認のため必要があると認めるときは、当該認定者に対し、第5条第2項に規定する通知書の提示を求めることができる。

(助成金の支給方法)

第11条 助成金の支給は、認定者が利用する認知症高齢者グループホームの事業者であって、認定者の家賃等の軽減を実施するもの（以下、「対象事業者」という。）に対し、直接助成金を支払う方法により行うものとする。

(助成金の支給申請)

第12条 助成金の支給を受けようとする認定者（以下「支給申請者」という。）は、対象事業者を経由して、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金支給申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、支給申請者は、対象事業者に対して、当該助成金の請求及び代理受領に関する権限を委任するものとする。

2 前項の申請は、第5条第2項（第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた後、対象事業者から当該年度において最初の家賃等の軽減を受けた月の翌月10日（3ヶ月分の経費にあっては3月31日）までにしなければならない。

3 第1項に規定する申請書の提出を受けた対象事業者は、当該申請書に支給申請者に係る大和市認知症高齢者グループホーム家賃等利用者負担額確認書（以下「負担額確認書」という。）及び家賃等に係る契約書の写しを添えて、速やかに市長に送付しなければならない。

4 対象事業者は、前項の規定により送付した負担額確認書の記載内容に変更があったときは、変更後の負担額確認書及び家賃等に係る変更契約書の写しを提出することにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(助成金の支給決定)

第13条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金支給（不支給）決定通知書により、対象事業者を経由して支給申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第14条 対象事業者が助成金を請求するときは、大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成

金請求書に認知症高齢者グループホーム家賃等利用者負担軽減実績調書を添付して、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、支払うべき助成金があるときは、その額を確定し、これを支払うものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、この要綱の規定により助成金を支給された者が故意に第6条の規定による変更の届出をしなかったとき又は偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けたと認めたときは、助成金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、対象事業者が故意に第12条第4項の規定による届出をしなかったとき又は偽りその他の不正な手段により助成金の支払いを受けたと認めたときは、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第16条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定申請書	第5条
第2号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定(非認定)通知書	第5条
第3号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成認定申請事項変更届	第6条
第4号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金支給申請書	第12条
第5号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等利用者負担額確認書	第12条
第6号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金支給(不支給)決定通知書	第13条
第7号様式	大和市認知症高齢者グループホーム家賃等助成金請求書	第14条
第8号様式	大和市認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減実績調書	第14条